

四万十町教育委員会会議録（平成29年12月定例会）

1. 日 時 平成29年12月5日（火）15:00～17:10

2. 場 所 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

3. 出席者

教 育 長	川上哲男				
教 育 委 員	宮崎正行	中屋建八	大村和志	岡林雅子	
事 務 局	教育次長	熊谷敏郎			
	生涯学習課	課長	林 瑞穂		
	学校教育課	課長	西谷典生	副課長	東 孝典
	教育対策監	青木和香			

4. 傍聴者

0名

5. 日 程

(1) 開会

(2) 教育長あいさつ

(3) 会議録署名委員の指名 （中屋建八委員）

(4) 議題

①承認第1号 専決処分の承認について（指定校区外就学申請の承認）

②議案第1号 平成29年度教育委員会関係予算案（12月補正）について

③議案第2号 四万十町立小中学校適正配置に係る提言書について

(5) 協議事項

①第2次四万十町立小中学校適正配置計画について

(6) 報告事項

なし

(7) その他

①四万十町いじめ防止基本方針について

②教育委員会県外視察研修について

③日程調整について

6. 議 事

教育長 ： それでは、会議を開催させていただきたいと思います。

議題に入る前に承認第1号及び議案第1号及び協議事項については個人情報を含んだ案件、また議会審議に関係する案件及び計画の公表まで慎重に行う必要があると考えられる案件であるために、会議を非公開ということにしたいと思います。そういうことで皆さんよろしいでしょうか。

全委員 ： はい。

教育長 ： それでは、異議ないものと認め、承認第1号及び議案第1号及び協議事項について

は非公開とさせていただきます。

それでは、議題のほうに入ってまいります。まず、承認第1号 専決処分の承認について（指定校区外就学申請の承認）、事務局の説明を求めます。

（事務局より、承認第1号 専決処分の承認について（指定校区外就学申請の承認）、説明する。）

教育長： 承認第1号専決処分の承認について説明をいただきました。皆様方のほうからご意見を求めたいと思います。委員の皆さん、何かございませんか。よろしいですか。

全委員： はい。

教育長： それでは、ご異議ないということでございますので、承認第1号 専決処分の承認について（指定校区外就学申請の承認）、承認ということで決定をさせていただきます。続いて、議案に入らせていただきます。議案第1号 平成29年度教育委員会関係予算案（12月補正）について、事務局の説明を求めます。

（事務局より、議案第1号 平成29年度教育委員会関係予算案（12月補正）について、説明する。）

教育長： 議案第1号につきまして説明が終わりました。委員の皆さんのご意見等をお聞きしたいと思います。

大村委員： 小鳩保育所の移転改築計画なんですけれど、裏面のピンクのところは、十川小学校の学校の田んぼとして使われているところだと思うんですが、そのあたりのところについては、小学校とのすり合わせはまだ、これからなんでしょうか。

林生涯学習課長： まだ小学校のほうとは協議はしておりません。地権者の方との内々の下話というのはしておりますけれども、その話の中で、この田んぼはそういう形で利用しているという意見も出ておりました。ただ、地権者の皆様からは、こういうことなのではないかと理解はしていただいているところです。

大村委員： 小学校の保護者等の要望とかもうまくまとめていくような形を望みます。

教育長： 委員の皆様、他にございませんか。よろしいですか。

全委員： はい。

教育長： それでは、議案第1号 平成29年度教育委員会関係予算案（12月補正）について、明日から議会が始まるわけでございますけれども、この予算案について決定をすることでご異議ございませんか。

全委員： はい。

教育長： 議案第1号 平成29年度教育委員会関係予算案（12月補正）は、承認されました。小休にいたします。

（小休止）

教育長： それでは、正常に復しまして、5番の協議事項に入りたいと思います。協議事項①第2次四万十町立小中学校適正配置計画について、事務局の説明を求めます。

（事務局より、協議事項 ①第2次四万十町立小中学校適正配置計画について、説明

する。)

教育長 : ここで小休とさせていただきます。

(小休止)

教育長 : それでは、小休を解きまして正常に復させていただきます。協議事項、第2次四万町立小中学校適正配置計画について説明が終わっております。委員の皆様方からご意見等をいただきたいと思います。何かございませんか。

大村委員 : 統合というのは、人口推移の流れ上致し方がないと思いますが、出来るだけ、地域の方もそうだし、保護者も、この中にもありますけども、地域の核となるとか、コミュニティの中心になるということも書かれています。そこから見えてくるのは、学校を残したいとほとんどの方が思っている。その中で、地域を構成をする、特に教育行政を担うポジションが、生徒数、子どもの数を増やすためにどういう努力をしてきたけれども駄目だったのかというところが知りたいんです。

それは、自分は教育委員じゃなく一保護者として統合問題が出てきた時もあったことです。致し方ないことに突き動かされている適正規模の政策にならざるを得ないという状況があるんですが、こういう手を打ってきたけど駄目だったとか、また、Aという手も打った、Bという手も打った、Cという手も打ったけれどもなかなかうまくはいかなかったということと、現在の人口の流れを鑑みて、そういうふうな形になっていくということであれば分かるんです。他の日本の中で過疎地域といわれるところでも、例えば山村留学という手を打って子どもの数を増やすところもありますし、フリースクールという手を打っているところもあります。あるいは、義務教育学校、小中統合型の学校という手を打っているところもあります。四万十町は何をしたのかというところが、僕は気になります。

何もしてないのに人口がこうなってきたから、より良い教育環境を提供できなくなったと、だからこうですよという、世の中の流れに対して無抵抗過ぎるという感じがしないでもないです。

そのことを一つ置いて、これを見ていったときに、小規模校の課題というところですけども、小規模校の課題はつらつらとあります。最初の箇条書きで書いていく手前に、少人数のために実際にきめ細かな指導や支援が充実できる等ゆとりある学習教育等の効果もある一方でというメリットがここだけなんです。それに対してデメリットがダーッとあるんです。それは、先ほど申し上げたことと関連するんですけども、例えば山村留学であったり様々な手を打っている他の地域というところはなぜ、そういう手を打っているかという、メリットを感じてるからなんです。メリットって探すともっとあるはずなんです。デメリットの書き方についても非常にもう一つ深く考えてみたほうがいいんじゃないかというところが見受けられるんです。例えば、共通課題で子どもの中の価値観が固定化されがちになり、新しい人間関係をつくる機会が少ないということが、本当に、例えば一クラス2人とか3人とかということだったら言えるんだけど、子どもの中の固定観念が固定化されないで、新しい人間関係をつくる機会がたくさんあるというのが、何人の学級ならできるのかという分析が、これを審議するPTAの人がポッと見たときに説得力がなかなかないと思います。それから、外部からの影響を受けにくく、学習活動において切磋琢磨する機会が少ないというのも、窪川小学校ぐらいないと駄目なのかとか、窪川小学校が実際外部からの

影響を、人数が多いから外部からの影響をちゃんと受けているのか、学習活動において切磋琢磨できているのかという分析があるのかどうかも知りたい。

そのあとの班活動うんぬんとか、体育科のうんぬん、あるいは男女比であるとか、これはそのとおりだと思いますね。その次の運動会、文化祭、遠足、修学旅行等の集団活動、行事の教育方法が下がるとありますが、これも例えば普段接することがない学校の子たちが連合で行くわけです。例えば修学旅行であれば、これの教育効果はあるのではないかと思います。これを取り入れることによって新しい人間関係をつくる機会ができてるわけです、というようなきめ細かな分析ができてるかなという不安があります。小学校の課題というところでも同じことが言えます。

それから、中学校の課題の20人以下の学級では中学校の教育活動に制約が生じる場合が大きい、これも非常に抽象的だと思います。19人だったら出来るのか、中学校の教育活動に制約というのも、中学校の教育活動とものすごく大ぐくりでいっているので、例えばこういう制約あったりとかというようなことは文章としては欠けている感じがします。それから、はじめにところの下から3行目の地域における学校の在り方、保護者の意向と社会状況の変化も進んでいることというところも、社会状況の変化は進んでいるけれども、保護者の意向というのは実際進んでいるんだろうかというのは、地域における学校の在り方であったりとか、その辺が進んでいるんだろうかという疑問です。その辺をもう少し具体的にきっちり調査しながら、今現在起こっている状況というものの現状認識と、それから、現状を招いている原因の特定というのをもう少し丁寧にやったほうが、提言書としては形になるのかなというふうに思います。それと、学校適正配置の進め方のところの審議会なんです、委員の候補を考えているというところは、それはそれで妥当なところだと思うんですが、問われるのはその人の知識の質だと思うんです。例えば、今のこの提言書ぐらいで、そうだなという人ではなく、ここはどうなの、そこはどうなのという、今、私がつらつらと申し上げたようなことを意見として確かめていけるような委員でないといけないということ考えたときに、メリット、デメリット、どれだけ地域であったり保護者であったりというところに対して、教育的専門知識からこうだということを普段から情報をどれだけ入手しているかというところが問われるんだと思います。

よく一般の方に何か物を決めてもらうときに、絶対クリアしないといけないことというのは完全情報のリリースなんです。様々な教育的見地から見て、あるいは全国の事例であったりとか、そういうところも踏まえた上で、例えばPTA地区代表であったり、女性委員であったり、区長会であったり、本当に学識経験者で、本当にそのぐらいのレベルの人がいるのかどうか。そのところまできちっと手当てした上で、この案件というのを進めていかないと、この体制でいくと最終的に四万十町には窪川小学校と窪川中学校しかなくなります。今、オギャーと生まれた四万十町の子どもに対する、現在、審議する大人の責任、最低限の責任だと思います。そういうところがこの提言書に必要なんじゃないかと、私は思います。

教育長：他に委員の皆さん、ご意見はございませんか。

宮崎委員：進め方の一覧表ですけど、そこで案としての動きですが、審議会とそれからあとの各校区、説明会に、もちろん教育長とか次長も行くという形になると思いますが、これ見ていたら、審議会の委員さんが行くような感じを受けますがどうですか。

それと、メリット、デメリット、確かに一般的に昔から言われ、それに対する疑問、違和感を持つ、教育関係者も中には結構いると思います。それから、素案から提言と

いうことは、地方行政というような、法改正になったことも加味して、そういう形になったということもありますか。

西谷学校教育課長： 審議会の方なのですが、審議会の条例がありまして、それで委員さんが決定しています。この図で見たら、各校区説明会とありますけど、これは広く地域住民の意見を聞くという、我々12校区回るというよりは、例えば窪川地区、大正地区、十和地区ということで枠は全然決まってないですが、とにかく地域住民の、先ほど大村委員が言われたように、実際保護者なんかがどういう考えを持っているかを、聞いておいて、それで、素案を作っていくみたいなイメージを持っています。

教育長： よろしいですか。

宮崎委員： 全体の教育委員会の提言、それから町長部局、推進本部、流れそのものはこれでいいんじゃないかと思います。

西谷学校教育課長： 町の施策というのは、町長が出来るもので、教育委員会は施策をとるところじゃないんです。町長が言うように住宅施策を計画に入れるとなれば、素案の中で町長のそういった計画を盛り込んでいくというような計画も作れますので、そういった意味も含めて提言にした方が、町長の施策を入れることも出来やすいのではないかなというふうに考えています。わざわざ提示したのは法改正があったということではないです。

教育長： 他、ご意見は委員さん、ございませんか。

宮崎委員： 校区で地域、あるいは保護者とか両方の立場とか、両方混ぜ合わせて当然検討します。その見解とか話し合いを待つというところで、確かにもし保護者を大事にすると考えたら、子どもにとってみたらどうしても保護者は、人数が多いほうがいいのかという方もいらっしゃるし、いろいろな意見があるでしょう。地域としては、残して欲しいけどしょうがない。あとは、地域で話し合いがなされるわけですね。

西谷学校教育課長： 審議会のほうは、広く意見を聴取していくという形になろうかと思います。A校とB校をそこで統合させるというような話はなかなかしにくくて、保護者の思いとかを聞いていくような説明会になってくると思います。その中で、いろんな意見が出てこようかと思います。そこを踏まえて審議会の中でどういうふうに盛り込んで作っていくかを検討することになると思います。最終的にそれをもって審議会から本部へ行って、その計画が出来て初めてもう一回、地区へ説明に行くという形になります。その計画を初めて作って、説明会に行く。説明に行った時に、そこでの話の中で、住民の方からいろんな意見が出ます。それは今までの手順ですと、強制的にはやってないので、地元の意見も尊重しながら、子どものことも考えた形での統合になるのか、ならないのか分からないですが、そういう形で進めていくと手順を踏んでいくと思います。まず、地区の意見を聞いて、ある一定の素案を作って、それで計画を作って、もう一回地区へ下ろすというそういった手順を踏んでいくというふうに考えています。

岡林委員： メリット、デメリットのところで、小学校の課題のところで、子どもの中の価値観が固定化されがちになり、新しい人間関係をつくる機会が少ないというのが一番最初に書かれてる。これを読んだときに、自分としては新しい人間関係をつくるきっかけが少ないという、この文については、私は多くの中から友達を選べるのが大事ななというふうに思います。私はこれでいいと思います。

教育長： 他、委員の皆様方からご意見等ございませんか。

大村委員： 今、岡林委員がおっしゃったようなことというのは、学校等を語る上では王道というか、まず間違いない。ただ、それだけだと、この地域では測れないものもあるので、そのところを精査した上でこの課題というものの書き方としては、見方を変えると、

こういうのもあるというふうなところまで踏み込んだものがあつた方が説得力があると思います。

例えば、大きい学校でなじめなかった場合、小さい学校だから行けたという子もいるんです。だから、どっちが正しいという話ではなくて、必ずこういう話をするためにはニュートラルじゃないといけないと思うんです。小さい学校だから学校に行けたけれども、大きい学校に行った瞬間になじめなくて結局学校に行けなくなるというケースもあるんです。実は四万十町でもあります。そういうところも様々な事例を教育委員会は知ってるはずなので、それを盛り込む時にそこを感じる文脈というのが必要だと思います。

岡林委員： もう一つ、若者定住住宅が、下呉地にあるんですが、その住宅には、小さい子どもを連れた方がそこで生活して、影野小学校へ住宅の子どもが行っている。それが、そこで暮らしている人が10年間そこで暮らしていいですよという約束だったけど、それを延期して欲しいといって、それも延期している。そして、その子ども達は大きくなって、小学校へ行く子どもがいなくてもそこに暮らしたいということもあるんですが、そういうことなんかも若者が定住できるように、子ども達がそこで生活できるようにと造ったんだけど、ずっと約束をまた更新していったら、小さい子どもを育てる親が入れないので、そういうのはどうかと疑問に思っています。

さっき大村委員が言った、山村留学とか、どういうふうな手を打ってここに子どもたちが増えるような手を町は打ってきたのかということと言われたけど、若者定住住宅なんかではその施策としてやったと思うが、結果は途中で入れる条件を変えていっているので、そこが小さい子どもを連れた親が入れない状況も今はあるように思います。

大村委員： もう一つ意見を言いますと、移住政策は、にぎわい創出課でやっています。移住をしてくる方たちの、10人おられたら10人の考え方があるわけです。その中に、窪川地区は中学校が1校なので、窪川地区じゃないところに行きたい。なぜなら、大きい学校に行かすなら街でも行ける。どうせ大きい学校でもっとハイレベルな教育を受けるなら移住しないという人もいれば、どっちが正しいかという話をしてるんじゃないんです。田舎に行っても大きい学校に通わすことができるから、ここに来るという人もいるわけです。そういうリサーチをしてるのかなと思います。

それは特に、町長部局とのすり合わせなんですけど、移住政策と関わってこざるを得ないんです。なぜならば、生粋の四万十町民だけで人口が増えないんです。実際減ってきてます。減ってきてるし、これからの人口推移を見ても、それは数字として明らかですよ。それと、この町に産業があるかどうかという問題もありますよね。そうすると、さっき言った、結局そうなってくると、それで、人数ということにおいての適正配置をして進めていくなれば、四万十町内に窪川小学校と窪川中学校しかなくなるというのは論理的にはそうなんです。そこで新しい、そうは言っても地域の状況に鑑みて物を入れてこないと、その流れを止められないんです。そのあたりを非常に細かく考えると、さっきの岡林さんの話でもなかなか出てきにくいはずだったんだろうけど。そこまできちんと考えて、しかもそこまできちんと、ここで審議員になられる方に対しては、そういう情報をリリースして、みんな同じ情報量で考えましょうよというふうな体制がないと、進め方は正しい、さっき宮崎さんおっしゃったように、進め方は正しい。けど、そこへ中身が伴うかというところ、それが一番大事なわけですね。進め方は正しくても、要は内容に深みがあるものでないと。結局、統合することが目的化してしまうんです。子どもの幸せではなくて、統合することが目的化してし

もうという恐れを僕は感じるわけです。

何遍も言いますが、僕はニュートラルですよ。統合したほうがいい場面もあるし、何がしかの施策を打って残したほうがいいかもしれない場所もあるかもしれないです。ただ、ニュートラルに考えて、この進め方として、さっきも言いましたけれども、これから四万十町でお勉強していく、学校に行こうという、まだ生まれてない子どもも含めて、その人たちが学校に行くときに、えっ？みたいな状況を用意しておくというふうなことだけは避けたい。ということは、今、大人がそのぐらい深く考えないと駄目な問題なんじゃないでしょうかという話なんです。

実際問題こうだからということは2番目だと思ったんです。やっぱりチャレンジしないと。例えばさっきの岡林さんがおっしゃった、せめてその施策だけでも、こういう考え方に基づいてこうみたいなことでも構わないでしょうし。何かやらないと。ということです。

教育長： 他、委員の皆さんからご意見はございませんか。内容に関する部分のご意見もありましたが、なお、このことについては、町長部局の方への提言ということになりますので、特に先ほど、こういったところは盛り込んでというご意見もございましたが、逆に委員の皆さんから、こういう文言で入れるべきというところがございましたら、それを出していただきたい。ある意味、内容についてどこまで書く必要があるのかという部分も出てこようかと思えます。提言ということですので、詳細についてはまた、当然、町長部局でもこういった施策というところも一緒に打ち出すと、そういった中で一緒に委員会のほうから出て提言に基づいて町長部局がどう判断していくか、そういうこともございましょうが、そういったところでの委員さんの方からもご意見もいただきたいと思えます。

中屋委員： 問題はあります。提言書ですから、これをどういうふうに町長が判断するのか、前提とするものであって、出してみても、突っ返されるかもしれない。だから、これについてはいいです。

教育長： 他、委員の皆様からございませんか。協議についてはこれで終了させていただいて、一つ提言書の提出についてということをお今日の議案に追加させていただきたいということだと思っているわけですが、まず、協議についてというところは終了させていただいてということでは構いませんか。それと、破棄について、10月の定例教育委員会で協議していただいた計画の素案については一度破棄させていただきたいということをお加えて、この協議については終わらせていただきたいと思えます。

なお、そういったことの中において、四万十町教育委員会会議規則の第11条になりますが、教育長は必要があると認めるときは会議に諮り、議事日程を変更し、または追加することができるということになっておりますので、先ほどの協議事項でありますところの第2次四万十町立小中学校適正配置計画について、このことについて議題に上げさせていただいて、議案第2号ということになりますけれども、そういう形で審議をしていきたいと思えますが、皆さんにお諮りをいたしますが、よろしいでしょうか。

大村委員： 質問です。それをここに今日の議題に追加をしておくということですか。

教育長： そういうことです。

大村委員： 今後ということではなくて、ここに追加するのですか。

教育長： ここに今日、追加になります。構いませんか。よろしいでしょうか。議案第2号として本日、追加の議案として提出をさせていただきたいと思えますが、皆さん、よろ

しいですかね。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、議案の追加ということでご了解いただきましたので、議案第2号 四万十町立小中学校適正配置に係る提言書について、これを議題といたします。事務局の説明を求めます。

(事務局より、議案第2号 四万十町立小中学校適正配置に係る提言書について、説明する。)

教育長 : このことにつきまして、委員の皆さんのご意見等を伺いたいと思います。

大村委員 : 先ほど申し上げたとおりと同じです。これは先ほどの協議事項も議事録として残るんですか。私の希望としては要約しないで、そのまま議事録に私は載せていただきたい。

教育長 : 他、ご意見はございませんか。

中屋委員 : この提言書はそのまま、僕は承認しますので、出してください。

教育長 : そうです。他、委員の皆さん、何かございませんか。

大村委員 : そういう決を採るということですか。

教育長 : そうです。

大村委員 : そういう決を採るということになると、私は反対。反対というのは、まだ不十分という意味です。

教育長 : 他、委員の皆さん、ご意見はございませんか。

岡林委員 : 多数決で決めるのですか。

中屋委員 : 合議です。

大村委員 : そうですね。

教育長 : そうです。そういう形になってまいります。なお、前回の10月に出していたときの検討については、またそういったことを付してということにはなろうと思います。他にご意見はございませんか。

熊谷教育次長 : 協議の際にいろいろご意見賜りましたが、今回の提言につきましては10月の協議を基にしており、付け加えているというところはあまりございません。協議を基に具体的な部分を外して、今回提案させていただいておりますので、盛り込んでないというところもあるかと思いますが、基本的には10月の協議されたものを使っておりますので、この資料としてご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

教育長 : 熊谷教育次長のほうから前回10月の計画の素案については破棄というところで、皆さんに承認のほうもいただいておりますが、しかしながら、そういった内容を踏まえての提言を取りまとめているところの説明があったわけでございます。委員の皆さん、他にご意見がないようでしたら。

宮崎委員 : いろいろ意見も出て考えてみると、表現のバランスですね。反対でもないし、変な感じですが、なかなか保留的な感じで。ちょっと表現とか、バランスが、メリット、デメリット、それから複式についても小さいところで出来るものもある。そんなところも入れたり、単なる技巧の問題となるかも分からないけど、やっぱりバランスというか、説得性というものですよね。なかなか簡単につつきにくいし、前回通ったものではありますけど、うんというより、ちょっと、私も言いにくいし、反対もしにくい

ところがあります。

教育長 : 委員の皆さんからご意見はございませんでしょうか。いずれにしても、このことにつきましては、提言という内容で、先ほどもいろいろと委員の皆様方からご意見のほうもいただいたところでございますけれども、一つ、方法についてはこういった提言をもって町長部局のほうに上げさせていただきたい。また、貴重なご意見をいただいたところでございますので、そういったところをもって、これは非常に大事なことになると思います。挙手で決を採りたいと思いますが、皆さんよろしいですか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、議案第2号四万十町立小中学校適正配置に係る提言書について、この提言書のとおり町長部局に提案をしていくと、町長に提言をするということに賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

(賛成者挙手)

教育長 : 3名の委員の方の賛同を得ました。ちなみに確認で、大村委員は反対というところでは。

大村委員 : 提言することには賛成ですが、この提言書では、さっき宮崎委員がおっしゃったように、この提言書では今のところ反対です。

教育長 : それでは、3名の委員の方の賛同を得ましたので、議案第2号四万十町立小中学校適正配置に係る提言書について、町長の方に提出をさせていただくということで決定をさせていただきます。小休にします。

(小休止)

教育長 : 正常に復させていただきます、先ほど、決定をしたということでございますけれども、字句に訂正とか表現のおかしいというところが見つかった場合に内容を損なうことがない形で事務局のほうに委任をさせていただきたいと思いますが、その点は皆さん、よろしいですかね。

全委員 : はい。

教育長 : ありがとうございます。小休とします。

(小休止)

教育長 : それでは、正常に復しまして、6番の報告事項についてはございません。

7のその他に入りたいと思います。事務局よりその他 ①四万十町いじめ防止基本方針について、説明を求めます。

(事務局より、その他 ①四万十町いじめ防止基本方針について、説明する。)

教育長 : 四万十町いじめ防止基本方針というところで、四万十町版を作成していくということで、年を越して2月の定例教育委員会には改正できるように作業していくということでございます。この件はよろしいですか。

その他ございませんか。それでは、青木教育対策監の方から、その他②教育委員会県外視察研修について、お願いします。

青木教育対策監 : 研修視察で研修したことでこれから行政に生かせること、それから来年度に向けて

ご意見やご感想をお聞かせいただけたらと思っていますのでよろしくお願いします。

まず内容、視察先等につきましてはどうだったでしょうか。

教育長： 順次、皆様方のほうからご感想、ご意見をお聞かせいただきたいと思います。

大村委員： 結構だと思います。見るべきものがないところというのはないんだと思うんです。

いまいちだなみたいなのところも見ておく必要もあるし、良いところだけじゃないといけないということもないと思いますし。かといって、いまいちだからといって全てがいまいちじゃなくて、良いところもあったりとか、そういうことを見いだしに行くのが視察だと思うので、今回の視察は大変有意義だったと思います。

中屋委員： ものすごく良かった。こういうのは苦勞すると思う。ありがとうございました。

教育長： 他、委員の皆さんございませんか。

青木教育対策監： 今後のこの視察の内容を生かしていけるようなことについてご提案等がございましたらお願いします。

宮崎委員： 外国語教育についてのところで、今後どういうふうに進めていくかというところで、重複するかもしれませんが、1年生から外国語活動をしていました。あそこまではなかなかということで、そういう積み上げですか、当然、指導要領どおりやっても積み上げがあるようになってはいますが、書くことについても3年から積み上げると言っていた。それをどういうふうにするのか。今までは、特には入ってなかったですね。中学校ともそこら辺の連携を図るとか、そこら辺のことも大事なことであります。それから、ALTが、来年4人いて、その次5人ということで、ネイティブを含めて小学校の教員もいろんな面で指導、対応力をうんと上げていかなければいけないところは当然であって、これは国も県も考えていることではありますけど、やっぱりネイティブを含めていろんな面で専門というのは要りますので、ALTの配置基準というのは市町村、児童生徒数とかあったはずですがどうですか。

青木教育対策監： 配置基準は後でいいですか。

教育長： 大村委員、構いませんか。

大村委員： 英語教育だけでなくいいですね。図書館、悪い例として、20～30年前の新しい図書館という感じがしました。利用者サイドに立った、例えばサインの在り方とか、特に四万十町の場合は、図書館等文化施設という言い方をしてますので、図書館を建設するにしてもサインの一つ一つからデザインがどこに出しても恥ずかしくないデザインであるのかとか、そういうところは当然求められるはずです。そういう観点から見ると、あそこの図書館も博物館も、例えばサインなんかが多分後付けで柱に張り付けてあったりとか、でっかいテープで張り付けたあったりとか、その辺が20年前には気付かなかったとこなのかなと思いました。

今、特に図書館が全国的にブームなので、これから建つ図書館というのは相当な世間の目にさらされるので、それは大きくても小さくても、この町に適した規模であれ、大きい規模であれ、小さくてもきりっとどこに出しても恥ずかしくないデザイン力であったりとか、文化性というのが求められるという意味で、文化レベルというのは利用者の文化を上げるためにある。本当を言うと最先端でないといけないはずであるということを学ぶ場であったかなという感じがします。

その意味と少しかぶるんですが、利用者目線で見たときに非常に本の検索がやりにくい、あそこに置いてあるパソコンで検索をしてみましたけれども、その本がどこにあるかということが非常に分かりにくかった。その辺も、そこまで考えた上での仕組みを導入したんじゃないなということが分かるというところがありました。

博物館関係については、県レベルなので当然なのかもしれませんが、そのことについて専門的に語れる人がその自治体にいるということです。学芸員だったりということなんでしょうが、それがきちっといるということです。この町に置き換えるときに、この町の文化を上げていくための文化的リーダー的存在の必要性みたいなものをそこから見いだすべきだなと思いました。

それから、英語教育については、あそこで既に学んできた、さっき宮崎委員がおっしゃったように、1年生とか2年生とかからやってきて現在6年生のあの子たちと、四万十町の6年生たちも来たるべき大学受験で勝負するんだということをこの町のこれまで様々な手を打ってきただろうけれども、何が足りないのかというような、そういう観点で見るということも必要かなと思いました。やはり、大学受験になると、建前は置いて、明らかに競争が持ち込まれます。合格する子と不合格する子という勝敗が付くんです。その是非は別にして、小学校のうちから勝敗を気にしてみたいなことを言いますが、それは間違いで、明らかに彼らは伊沢小学校だけではなくて、来ていた阿波中学校区の小学生と、四万十町の小学生は大学受験において勝負をするんです。そういうことも考え、しかも、社会に出てまた勝負になるわけです。そういう世の中ですから、そういう場面において、何が求められるから英語なのか、英語の何が求められるのか、英語の何を求められて、それを履修することによって何が実現できるのか。何が実現できるかという、その必要性がある世の中というのはどんなふうな形でやって来るのかと考えた上で、四万十町のこれから英語教育をどういう人的体制でやるのかということも、そこがないとなかなか見えてこないだろうなというふうな目で見てました。

教育長：構いませんか。

岡林委員：私も図書館は大村委員と同じような感想を持って、ただ本の冊数が多かったらいいというもんじゃない。本もかなり20年前ぐらいの本が多くて古かったです。

それと、子どもの読み聞かせの場所なんからも本当に寂しい限りで、これだったら四万十町の小さな図書館のほうがもっと夢を子どもたちに与えるんじゃないかなと思いました。その図書館がどういうふうにして活用してもらえるかというような、そこで働く人の気持ち、それが貸し出しを受ける子どもにどんなふうに伝わっていくか、そこが大事だと思います。そこは、四万十町は勝ってるなと思いました。博物館とか美術館とかも、知識を広めることが出来ました。それと、伊沢小学校の1年生、私は保育所で働いてたので、1年生がどんなふうな英語の授業をしてるのかなと思って他のところには行かず、その公開授業をずっと見させていただきました。本当に素晴らしい授業でした。担任の先生と、ALTの先生がすごくコミュニケーションが取れて、本当に子どもたちがそれに目を輝かせて食い付いていて、本当に楽しい授業でした。私はコミュニケーションさえうまくいって、英語の講師の先生もその力を発揮してくれたら、私は四万十町の子どもも授業はきちっとできるとに思いました。それから、6年生の授業ですが、本当に書くことにずっとこだわって、それをすごいやっていただけど、違うのを見たかったなと思いました。

中屋委員：図書館行きました。ここで一番興味があつたのは、ラウンジがあって、そこで不登校新聞というのが目に止まりましたが、そういう新聞があるということで見てびっくりしました。文書館は古文書の読解教室みたいなものがあるって、そこで少しでも勉強したら、古文書は読んだら楽しいだろうなというふうに感じました、図書館にしても博物館にしても美術館にしてもそれぞれ非常に良かったと思います。それから、調査

官は道徳であれ英語であれ社会であれ理科であれ、自分の持っている教科調査官は自分の教科に対してはああやって思いを語るのですね。是非、道徳や英語の教科についても先生がたに納得して進めていくことは本当に苦労があるが、あの先生のように熱を持ってやっていただきたいと思います。

教育長： 本当に皆さんのほうから今回の研修についてはいろいろ行き先であるとか、内容についても良かったということで感想もいただいたところでありがたいことです。これからの文化的施設、英語教育もそうですが、そういったことをまた今後の教育行政に生かしていきたいということが目的で行っております。

事務局の方からはありませんか。

青木教育対策監： 宮崎委員からの配置基準のことを説明します。

宮崎委員： A L T の配置基準ですね、何かありますか。例えば四万十町の児童生徒数だったら何人以内とかありますか。

西谷学校教育課長： ありません。

宮崎委員： ある程度の経費は町が3分の1ぐらいとかありますか。

教育長： J E T プログラムを使えば、国からお金も返ってきます。

宮崎委員： 分かりました。

教育長： A L T の充実も図って、それも継続的に進めていけたらと思います。本当に行った小学校については、平成18年から先を見据えた教育ということで英語の講師を雇用して、それを町単独で大変進んだ取組をしていたというところが、それが今、出てきていると感じたところです。

教育長： 他、よろしいですか。私のほうから2点、日程調整を行いたいと思います。

(教育長から、平成29年度新任市町村教育委員・教育長合同研修会、1月定例教育委員会の日程調整の説明を行った。)

教育長： それでは、以上をもちまして本日の日程を、全て終了しましたので、教育委員会12月定例会を閉会します。

(閉会)

1月の定例委員会予定 平成30年1月9日(火)

教育長： _____

署名人： _____